

第3回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成16年7月7日（水）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

京都地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

栗津宣之，池田正樹，加納航治，川嶋孝子，新村 章，高田光雄，田山一郎，
中西和之，中西たえ子，村上 勁，山本晃生，脇田喜智夫，保倉 裕，大山隆司
（事務担当者）

原田一男，里川幹雄，長路基樹，新見雅信，園田恭弘，大槻信夫，嶋田泰彦

4 議題等

- (1) 前回までの委員会で出された意見の検討結果（経過）の報告
- (2) 民事調停についての説明
- (3) 意見交換
- (4) 裁判員制度の概略説明
- (5) 感想聴取
- (6) 次回の予定等

5 議事（発言者：■委員長，○委員，◆事務担当者）

- (1) 開会
- (2) 席上配布資料説明
- (3) 人事異動等のあった方の紹介
- (4) 所長あいさつ
- (5) 前回までの意見交換

パワーポイント「前回までの意見交換についての報告」（別添のとおり）に基づいて説明

(6) 民事調停についての説明

パワーポイント「簡易裁判所の民事調停手続」（別添のとおり）に基づいて説明

(7) 意見交換

○ 公募するということは考えていないのか。

■ 公募の場合には、選考の過程でどのように判断していくかということが、非常に難しい。応募された動機と、あるいはだれか推薦していただけるような方を求めるというような形で、その人についての情報を得ることが必要になってくるので、そのあたりの問題があるかと思う。

○ こういう場で意見を聞くだけではなく、一般の人にも問いかけるということがあってもいいだろうという気はする。

広報のやり方の問題としては、データのことは一般の読者の人が読んでもおもしろくないので、マスコミは余り報道しない。調停委員制度について広報する場合にも、むしろ、何かをきっかけにしたできごとがその背景にある問題について考えさせるというような切り口がなければ、マスコミを使った広報というのはなかなか難しいという気がする。

○ 調停というと、どうしても家事調停の方がまず具体的に頭に思い浮かぶ。民事調停というのは、あるということはわかっていたが、実際には全然イメージができなかった。このようにたくさんの民事調停が行われているということもこういった資料で初めて知った。裁判所の方が思っているよりは、一般人は余りイメージがわいていないかもしれない。

当事者になって、調停手続についての説明を受け、裁判より調停で解決できるなら、きっと調停の方を選ぶと思う。調停手続きをもし多くの人知れば、もちろんその調停を利用して、紛争を解決したいと考える人がたくさんいると思う。

特に、最近テレビなんかでは司法関係の方がバラエティーにも出て、何か言う
と訴えてやるというような言葉がはやっているかと思うが、ちょうど普通の人が
訴訟に関心を持っている時流を利用して、調停手続についてもテレビ等で広報で
できればよいのではないかと思った。

○ かなり調停の件数が増えてきている中で、さらにPRをして件数が増えても対
応できるのか。

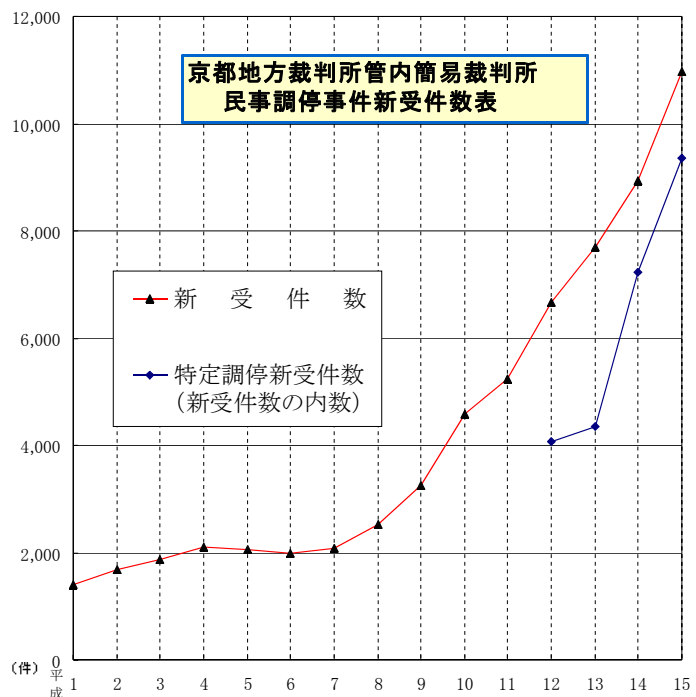
◆ 訴訟となるとやはりいろ
いろ複雑な手続を経ないと
いけないので、いろいろな
困りごとがある方に関して
は、話し合いで簡単な手続
である調停をどんどん利用
していただいたらと思っ
ている。

○ PRという意味では、調
停委員をされている方も守
秘義務があるので、余り大

っぴらに調停委員をしているということを言えないと思う。だから、余りPRに
載りにくいと思う。

○ 実際に事件で困ったときに自分ならどうするかと思うと、身近な弁護士の方に
ご相談する。多分、裁判所よりは弁護士の方というイメージがある。そういつ
た場合に弁護士の方には、いや、それぐらいだったら調停制度、民事調停があり
ますよといったような勧め方を一般的にはしていただけるものなのか。

○ 弁護士によって異なると思うが、私の場合で言いますと民事調停をよく勧める
ようにしている。というのは、必ずしもいきなり裁判、訴訟で入るのは適切でな
い事件がある。やはりまず話し合いの場を持つ、あるいはお互いが情報をちよっ



と出し合えば訴訟しなくても済むかもしれない。そういうタイプの民事の紛争もある。それから弁護士を使うということによって逆にコストがかかって、せっかく解決を得られたとしても何やったのかわからないという場合もある。そういう場合には、必要な法律的なご相談をした上で調停を勧める。

最近、非常勤民事調停官も入って、非常に熱心にやってくれて1日で解決したと非常に喜んでらしたケースもある。だから、この調停制度はもっともっと皆さんに知っていただければ十分機能すると思う。

建築関係の専門的な紛争が非常に多岐にわたる事件について調停の申立てをしたところ、建築家の調停委員が現場にも来てもらい、本当に熱心にしていただいて非常に感謝している。恐らくいきなり訴訟から入ったら、時間もかかって大変なことになったんじゃないかなという感じがしている。

調停の場合は、自分で主体的に紛争を解決する、あるいは、訴訟に入る前に一つの準備段階としてやるというのに非常に適している。それから後、もう一つ専門的な知識あるいは特殊な類型に調停は非常に活用できている。

もう一つは、紛争解決のための技術がある。カウンセリング的な能力とか、粘り強く本人たちをどうやって解決に主体的に歩み寄らせるかというのは調停では不可欠である。そういうものに調停委員にはできる限り粘り強く取り組んで欲しいという期待がある。アメリカでも日本の調停制度を参考にしてやっているが、非常に洗練された技法という形でアメリカでは議論されているようである。ほかの国のものも学んで調停委員全体の研修とか人選の段階で調停の機能がもっと高まれば、飛躍的に信頼されて利用率がもっと高まるのではないかという感じがしている。

- 特定調停を考えると、あまり調停委員のする仕事ではないのではないかと思う。自分が債務を抱えて払えなくなって、調停の申立てをしてきても調停委員としては、どうしようもないのではないか。

■ それをうまく再生の道に持っていくのは大変ですが、それで多くの人たちが救

われていくというか、再生の機会が与えられてきているという現実もある。

- 女性の比率が少ない（京都地方裁判所管内簡易裁判所の調停委員344人中43人）のはすぐに解決しなければならない問題だろうと思うが、例えば、女子大を退職された先生にお願いすればすぐに埋まっていくし、その広がりでどんどん広がっていくので、そんなに難しい問題ではないと感じた。
- よく聞くのに交通事故の被害者として困っているけれども、相手がなかなか乗ってこない。訴訟してもどうなのかという場合、民事調停にかけてもいいというわけですね。
- ええ。申し立てをして相手方が出てきてくれるかどうかという問題はあるが、顔を合わせて調停委員が入っているいろいろな話をすると、話し合いで解決しようかという運びになることもある。
- 身近に交通事故にあったという話は聞くが、そのときに、裁判しても負けるかもしれないという言葉は出てきても、調停という言葉は聞くことがないということを考えてみたときに、やはり調停という言葉自身がまだまだ一般の人たちに浸透してないということが現実としてあるのではないか。調停手続について広く知らせていくという啓発的な活動をいろんな方法で講じていく必要があるのではないか。
- 法律相談に来られたときには、必ずどういう手段があるかというのを説明する場合が多い。その中では必ず調停というのは申し上げるようにしている。私の感じでは、調停という言葉が結構皆さん御存じである。ただそれを実際に利用しようと思うかどうかとなると、どうもそうでもないという感じがある。調停は調停委員が仲立ちした話し合いであるということまでは知っているが、相手と直接話をするのが嫌だとか、そういう具体的なところになると御存じない。面と向かって話しするのは嫌だとか行きたくないとか、そういうイメージである。

それと調停を利用しようと思う方は、問題解決についてやっぱりご自分でやろうと思う方である。本人訴訟の問題もあるが、例えば自分で法廷に立つのはどう

もかなわんとなったら、総額によっては弁護士さんをお願いしてはどうですかというようなアドバイスになることが実際は多い。ご本人の意欲がかかわってくるなというのがものすごくある。

それと特定調停については非常に劇的な、画期的な制度だったと思うが、相談があるときに、ある程度この方は破産申立てしなくてもいいんじゃないかなと思うときは特定調停を勧めるようにしている。申立書もチェックすればいいようになってきてますから、ほとんど作り方だけアドバイスして、あとはご本人でやってもらおうというように私はしている。だから、具体的なところまで含めてそういう制度の実態をもっとアピールする必要があると思う。

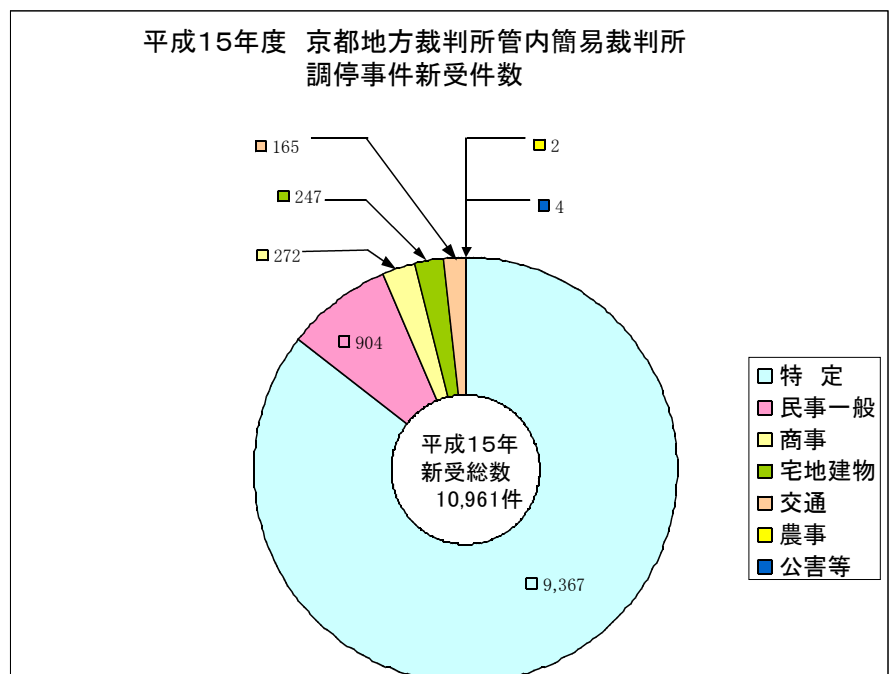
■ 調停制度について、今日、前提情報を提供させていただいたんですが、委員の方々は、この提供を受けた資料によって調停について認識を新たにしたという印象の方が強いんでしょうか。

○ もちろん調停委員制度があることは知っているし、会社の先輩でもOBの人たち

は結構調停委員をしているので、話をよく聞かせてもらうことはあるが、調停全体の中でこれほど特定調停が多いというのはちょっと意外だった。

調停委員の人たちがどんな思いでそういう仕事をされてい

るか、それを解決に導いたときの申立人、相手方からの喜ばれ方というか、そういう具体的なケースをぜひ聞きたい。調停委員の活躍ぶりとか、調停委員がいか



に大事な仕事をやっているのか、この社会にどんな貢献をしているのかという形の物語を、新聞で連載をするような重苦しいものではなくても、もっと軽い形で、専門家の方たちの知恵を借りながらパンフレットとかつくるという方法はあるのかなと考える。

- 私らは当事者になかなかならないので、こういう制度について考えたことがなく、このパンフを見たらこんながあるのは当然だなというぐらいに思っていたが、じゃ、これだけしかないのかというところはわからない。

例えば、京都市が並木を全部切ってしまうよというようなときに、その辺の住民が切ってもうたら困ると仮に思ったときに、こういう紛争は調停になり得るのかが分からない。もちろん市役所とか府庁に言いに行けばいいのかもしれないが、こういう紛争は調停になり得るのか。

- この話になりますと、また別途の法律制度を利用するという話になるんですね。

- 調停の仕組みというのは包括的には理解できるが、例えば調停委員の能力とか、そこでどの程度一生懸命にやっていただけるかということによって、調停の結果が当然変わってくる。その調停の結果とか、あるいは調停委員そのものに対する評価というのはどこかで行われるのか。

- 非常に難しい問題ではあるが、裁判所側が主催する研修会や調停協会という調停委員で組織する任意団体が開く勉強会・研究会において、調停運営の技術、知識の向上に取り組んでいただいている。基本的にはボランティア的なそういう仕事に意欲を燃やすということから応募されている人なので、向上心も非常にあり、よく頑張っている。

ただ、時々問題になるのは、時代の流れの中で例えばジェンダーの問題とかが理解できないままで話をして、それでトラブることがある。そういう時代の動きを取り入れて、調停委員としてのあるべき姿は何かということについて常に研鑽を進めている。

2年の任期の間に依頼者から裁判所に投書、苦情という形で評価が伝わってくるので、問題だという人、あるいは全然事件に取り組んでくれないというような人は2年の任期で切っている。そういう形で淘汰をして進んでいっている。

○ そうすると、一応2年ごとに何らかの形で実質的に評価はされているということか。

■ 選考委員会があり、再任のときに問題があるかないかということについて検討している。

○ それともう1つは、例えばこのパンフレットの4ページに調停委員に求められるものというのは非常にうまく書かれていて、なるほどなと思うが、全体として抽象的である。調停委員に求められる能力が一体何なのかということが、例えば客観的に自分自身に当てはめたときに、まず的確なのかどうかということがわかるほど具体的には書かれてないと思う。さらに専門家として求められる能力は、書こうと思うと非常に難しい面がある。調停委員に求められる能力とか、あるいはその中で特に専門性を求める調停委員の専門性について、できる限り具体的に表示できれば、もう少し逆に広く調停委員を求めることができるのではないかと思う。

【調停委員に求められるもの】～最高裁作成のパンフレット「調停のあらまし」から～

調停は、当事者同士の話し合いと譲歩を通じて、実情に即し条理にかなった解決を実現しようとするものです。したがって、当事者双方に合意をあっせんして調停に当たる調停委員としては、次のようなものが求められます。

まず、争いの真の原因、争いが解決できないでいる理由、当事者が置かれている立場などを見極め、**どのようにすれば社会の良識にかなった解決が得られるかを誤りなく判断できる能力**がなければなりません。また、どんなに適切な解決案であっても、当事者双方が納得しなければ調停は成立しませんので、**当事者の言い分を調整して自主的に争いを解決する気持ちに導くことのできる指導力**が必要とされます。さらに、事件によっ

ては、争いの内容を正確に理解して妥当な解決を図る上で、法律以外の様々な分野の専門的な知識経験が大いに役立つことも少なくありません。

このようなことから、法律の専門家ばかりではなく、**豊富な社会経験、人生経験を持つ良識豊かな方や、法律以外の分野での専門的な知識経験を備えた方**を調停委員に迎えており、現在調停委員に任命されている方の職業は、弁護士、医師、大学教授、公認会計士、税理士、会社役員、会社員など社会の各分野にわたっています。

- 調停は双方の互譲によって物事を解決していくという仕組みになっている。非常にシビアな争いは、本来調停になじまない。それは訴訟の問題になって、専門領域で訴訟法にのっとった解決をしていくことになる。民事調停で求められる専門性というのは、医事的なものであれば、大体医師としての共通の知識、経験等があれば意見が言えるというような程度のものであり、それで調停事件においては十分に対応できる。専門家調停委員といってもそう厳格な意味での専門性が必要なわけではない。建築の問題なら大体答えていただけるといった形の専門性で十分である。そういう意味では、高度な専門性を見ながら委員を選ぶという必要性はない。

ただ、今度、調停委員と別途に新たに専門委員制度に関する法律ができた。この専門委員は、訴訟の中でいろいろ意見を言っていたくので、かなり専門的な知識を求められるので、それぞれの専門ジャンルというものが重要性を帯びてくるが、調停委員について求められる専門性というのはかなり広い形で、緩やかな形で求めているというのが現状である。

- ジェンダーバランスの話は、やはりそういうことを配慮して推薦をしてほしいということと言わないと、なかなか女性の調停委員が増えるということにはなっていないと思う。だから、あらゆるところにそういうことが明記されていて、そういう観点で推薦する形になってないと、多分個別に何かいい方法がないかと言っても難しいと思う。情報の発信の仕方を変えれば改善されるように思う。

○ 女性の経済人ということでは、商工会議所の女性会という組織があり、結構、人材が豊富ではないかと思うので、女性の調停委員をそういうところに求めていけばよいのではないか。

○ 調停制度は、80年の歴史を持っているので社会的な仕組みとしてはそれなりに定着してきていると感じている。

京都地裁管内の職業別割合を見ると不動産鑑定士、税理士等の割合が全体でトップであるが、このいわゆる士業界の女性委員が圧倒的に少ないような感じがする。女性の割合を増やそうと思えば、士業の関係者にその旨を積極的に要望すれば、効果は出てくるのではないか。

○ 女性の社会教育関係団体等に依頼をすれば女性の候補者は出てくるのではないかと思う。

○ 事例をもとにした、例えば、具体的な事例から引っ張ってきたものでQ&Aを作ったり、そういう形でホームページに載せると、広報効果があると思う。

(8) 裁判員制度についての概要説明

パワーポイント「裁判員制度について」（別添のとおり）に基づいて説明

(9) 裁判員制度についての感想聴取

- ◆ もう少しきちっとした国民的な議論ができる仕組みをつくらないと、こういう制度は本当の意味では定着はしないと思う。
- ◆ この制度自体がどういう背景で必要なのかとか、どういう背景があるのかとか、なぜ必要なのかとか、この裁判員制度を取り入れることによって裁判自体がどうよくなっていくのかといった理念もしくは最初のメッセージ的なところが最初にないと、中身だけの説明を言えば言うほど、どんどん離れていってしまうような印象が強い。
- ◆ 私個人はもし指名されたらやってみようと思っている。この制度自体こういうふうになったのは大変いろんな方々の努力があってということを知っている。

- ◆ 国民の支持を得るには実際に実行されながら改革を積み重ねて、国民の信頼を得ていくという必要もあるだろうし、5年間という期間にこだわらず、急ぐ必要はないんじゃないか。
- ◆ 教育という観点から、子供たちの方にどういうふうに教えていくかというようなこともいろいろ出てくるだろうと思う。
- ◆ イメージとしては、殺人等々の恐ろしい事件に関連しなければいけないということで、大変気が重いというのがどうしても沸き上がってくる。
- ◆ それから、危害が加えられないだろうとか恨みを買うおそれがあるんじゃないだろうかといったことも当然心配になる。
- ◆ 外国では既にこういった制度があるわけだから、その意義とかスタンスが理解できるような映画とかがあれば、教えていただきたい。

※【裁判員制度が導入された背景等についての所長説明】

今回は、皆さんから裁判員制度についての感想等をお伺いしたわけですが、その中で、裁判員制度を導入した背景、必要性等についてのご意見、ご指摘がありました。

私は現役の裁判官として刑事裁判をやってきたわけですが、刑事裁判の中に国民のある人たちが、議論をしながら裁判をやっていくということそのものはあっていいというように思います。

それをどういう仕組みでやっていくかということについては、いろんな意見はあるかもしれないですが、国民の素朴な感覚で議論をしながら、裁判をしていくというスタイルというのは、決して間違っているようには思いません。時代の流れをより反映し、新しい息吹を入れるには国民が入った方がいい、だから国民と一緒に裁判やろうという形で今度の制度が構築されたのだと思います。そういう国民的な目線を今回取り入れていこうということですから、それは新しい試みとしてやっていくべきだろうと私自身は思っています。専門の裁判官と素人の国民

が協働して1つの事件を判断していくということが今までより質の高い裁判ができていくと考えられるように思います。国民が刑事裁判に参加することにより、裁判が身近でより分かりやすいものとなり、司法に対する国民の信頼の向上につながっていくと思います。

しかし、一方で、これには国民の非常な負担を強いていきます。本来、憲法の考え方とは職業裁判官を前提に構築しています。司法というのは非常に重たい仕事です。その重たい仕事をする職業裁判官に対しては、それにふさわしい技術を身につけることを要求し、給料も保障する、身分も保障する、だからやりなさいというのが憲法の考え方です。裁判員制度では、その一部を国民が担当することで一緒にやっていくこととなります。裁判員制度をうまく運用していくためには、この負担をいかに軽減していくのかがこれからの5年間に求められた課題であり、例えば、職業を持っている人たちが裁判員で入ってくるわけですから、できる限り、毎日連続して法廷を開廷し、個々の裁判員に対して、あなたは何月何日から何月何日までの間、来ていただいたら結構ですという形での明示ができる仕組みをしっかりと構築する必要があります。また、法廷で審理を行う前に争点整理を十分に行い準備が整った段階で審理に入っていくという法技術的な仕組みも確立しておく必要があります。現在、刑事裁判手続の全面的な見直しが行われているところであり、裁判員制度が導入されるまでには、裁判員の方の負担をできる限り軽減していくさまざまな方策がとられることとなります。

この裁判員制度が国民の間に根づいていくのにはそれ相応の期間もいるだろうと思います。基本的には日本の国というのは、教育の中に司法の分野というものを取り込むということが非常に少ないと思います。例えば、国会議員等の選挙については、公職選挙法の選挙権というのはどういうものなのか、被選挙権はどのようなものなのかということや、小学校3年、4年ぐらいから高校生ぐらいまでの間にそれぞれのレベルに応じて説明をしていくことで、正しい選挙権の行使ができるようになっていきますが、裁判員制度についても、同様に小学校3、4年ぐら

いから高校生まで、それぞれのレベルに応じて裁判の仕組み、裁判員制度の必要性、在り方等について教育を行い、国民が背負って行っていくべきものであるという意識を持ってもらう必要があります。それにより、国民の間に裁判員制度に対する正しい理解と関心が深まってくるのだと思います。

立法の問題としては、いろいろとご意見があったと思いますが、国会で審議され、法律が成立したわけですから、これをいかにいい制度にしていくかということについては、司法に携わる我々はその理念に向ってできる限りのことを行っていくべきだろうというように思っています。今後、そういう視点から、皆さんのご意見を頂戴できればと思います。

6 次回のテーマ

「裁判員制度と広報」について（仮題）

7 次回期日

11月11日（木）

8 次々回期日

3月3日（木）又は3月8日（火）で調整